

令和8年度 朝霞第一小学校いじめ対策計画

令和8年4月

1 目的

- いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- すべての児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穏に安心して学校生活を営むことができるよう、いじめの防止及び解消について組織的に取り組む。

2 組織

いじめ防止対策委員会

校長、教頭、主幹教諭又は教務主任、いじめ対策主任（生徒指導主任）、学年代表（1～6年の生徒指導部員）、保健主事、養護教諭、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、該当学年、その他委員長が必要と認める者

3 いじめの防止のための手立て

- 自己肯定感（セルフ・エスティーム）を高める指導
 - ・よいこと見つけ等の活動を取り入れ、児童をプラス評価する場面を増やす。
 - ・学級内で個々に仕事を任せ評価することで集団への所属感を味わわせる。ほめる指導を基本に叱った場合は必ずその児童のその後の変容を見届け評価する。
- 児童理解と観察
 - ・朝の会で、いつもと様子が違ったりふさぎ込んでいたりしている児童がいなかなどに気を付けて児童の表情・態度をよく観察し必要に応じてよく話を聴く。
 - ・一人でいたりグループでの活動を嫌がったりする児童がいなかなど、孤立しがちな児童をよく観察する。
 - ・生活ノート（日記や自主学習ノートなど）などを活用して、児童の思いや悩みの把握に努める。
- 心と生活（いじめ）アンケートと個人面談
 - ・学期に1回（2学期は2回）、「心と生活（いじめ）アンケート」を実施し、それを資料として、児童の観察または面談を行う。個別面談は児童の実態により軽重（長短）をつけて行っていく。
- 人権教育
 - ・朝霞市のいじめ防止月間中に、いじめを生まない学級づくりをテーマに標語作りを行い、児童の意識を高める。
 - ・人権作文に取り組み、児童の意識を高める。
 - ・特別活動と人権教育と相談して意識して計画的に行っていく。

4 いじめが発見された場合の対応

○初動の対応

いじめの訴えを受けた、またはいじめを発見した職員は、いじめ対策主任及び学年主任に報告する。いじめ対策主任は、いじめ防止対策委員会の委員に報告するとともに、校長から今後の対応についての指示を受ける。

いじめが発生した場合の対応

- (1) いじめの事実確認を徹底して行い、いじめ記録シートを作成する。その上でいじめを受けた児童・保護者、いじめをした児童・保護者の了解を得て、情報は要請があれば全て公開する。
- (2) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。
- (3) いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (4) いじめを見て見ぬふりをしていた児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (5) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

重大事態への対処

- (1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 重大ないじめ（暴力・恐喝等）を行った児童へは適切な懲戒を行う。
- (4) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

○いじめ防止対策委員会の協議

いじめ防止対策委員会を開き、いじめの訴えや発見の内容を把握するとともに、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。

○実態把握・解消に向けての対応

いじめ防止対策委員会の協議の結果を受けて、校長、教頭、いじめ対策主任を中心にして実態把握・解消に向けて、組織的に対応する。

○事後の支援

被害児童についても加害児童についても、指導以後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。

5 その他

- 毎月10日までに前月のいじめの報告書を市教育委員会に生徒指導主任（教頭がメール）が提出する。